

住 第 2 9 2 号

令和元年6月21日

各サービス付き高齢者向け住宅 運営者 様

千葉県県土整備部都市整備局住宅課長

(公印省略)

サービス付き高齢者向け住宅における安否確認等の徹底について (通知)

本年5月に、兵庫県明石市の有料老人ホームにおいて、入居者に安否確認又は状況把握(以下、「安否確認等」という。)が行われず、当該ホーム内において入居者の死亡が長期に渡って確認されない状態が継続された事案が発生しました。

つきましては、サービス付き高齢者向け住宅において、同様の事案が発生することを防止するため、下記により安否確認等の徹底を図られるようお願いいたします。

記

サービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。)第7条第1項第5号の規定により、その登録基準として、「入居者に状況把握サービスを提供するものであること」が求められています。たとえ、入居者より状況把握サービスの提供を希望しない旨の意思表示がなされている場合であっても、サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けている限りは、当該サービスを提供することが必要です。

従って、入居者が居住部分への訪問による状況把握サービスの提供を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等のその他の適切な方法により、状況把握サービスを提供すること。

(担当)

千葉県 県土整備部 都市整備局

住宅課 住宅支援班

電話：043(223)3231